

第5回京都市人権文化推進懇話会

日時 平成20年10月2日(木) 10時～12時
場所 京都市市民生活センター 研修室
出席者 安藤座長, 坂元副座長, 石元委員, 康委員,
谷垣委員, 松本委員, 安澤委員, 安田委員

内容

【事務局】

おはようございます。委員の皆様には、大変お忙しいなか、早朝からご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表致しまして、山岸吉和文化市民局長からご挨拶を申し上げます。

【山岸局長】

おはようございます。人権文化推進懇話会の開催にあたりまして、京都市から一言、お礼とご挨拶を申し上げたいと思います。

文化市民局長の山岸と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、人権文化推進懇話会に御出席いただきまして、誠に有難うございます。また、日頃から、京都市の人権行政に多大な御理解、御協力を賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

本年は、皆様ご承知のとおり、世界人権宣言が採択されて60年という節目の年にあたります。すでにさまざまな記念事業、関係する取り組みが行われております。これからまだまだ続くというように考えております。私ども、京都市におきましても、国、京都府と連携しながら、11月には人権啓発フェスティバルを予定致しております。また後ほど中身についてはご説明させていただきたいと思います。

本市におきましても、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指しまして、平成17年3月に京都市人権文化推進計画を策定したところでございます。この策定にあたりましては、本日もご出席いただいております安藤先生、坂元先生や、栗本先生をはじめとした方々にご審議をいただいたところでございます。

そして、この計画におきまして、効果的な人権施策が推進できますよう、外部からの視点で客観的な点検を行うことを目的と致しまして、この人権文化推進懇話会の設置が提唱されまして、様々な分野においてご活躍の先生方、また市民公募の委員の方にも入っていただきまして3年前に設置をしたところでございます。

そして、昨年度委員の改選を行っていただいたところでございます。本日は3名の新しい委員の方にも御出席を賜ったところでございます。第2期目の懇話会をスタートすることになりました。委員の皆様方には、人権施策全般についてそれぞれの見地からのお考え、また、市民の視線に立ったご意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

さて、現在の我が国の社会を見ていますと、子どもや、高齢者などに対する虐待、また、女性に対する暴力、学校・職場におけるいじめ、インターネットによる人権侵害など、依然として様々な人権問題が存在しているように考えております。これらの問題につきまして、人権文化推進計画において、重要課題として位置づけまして、人権教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取り組みを進めているところでございます。

本日は、これらの問題につきまして、人権文化推進計画に掲げております各重要課題の取組の実績、また、事業計画について、さらには、人権施策の具体的な進捗状況、さらには皆様方も新聞等でもご覧いただいていると思いますが、現在審議を進めております同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会における審議状況についてもご報告させていただくことに致しております。さらに、人権文化推進計画の各重要課題の中から、特にドメスティックバイオレンスなど、女性に関する重要問題を取り上げまして、担当課の方からも進捗状況についてご説明をさせていただきたいと存じます。

なお、それぞれの人権課題を担当致します部局からも出席させていただいておりますので、委員の皆様方から、忌憚のない御意見を頂戴できますようお願い致しまして、懇話会の開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。皆様方どうぞよろしくお願いを致します。

【事務局】

ただ今局長の挨拶にもございましたように、今回の委員会は委員改選後初めての懇話会となりますので、引き続き委員をお務めの方につきまして、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

(引き続き就任いただいた委員の方(安藤先生、坂元先生、石元先生、康先生、安田先生)をご紹介)

また、今回新たに3人の方に委員にご就任いただいております。初めての会議となりますので、恐れ入りますが簡単に自己紹介、一言お願いしたいと思います。まず谷垣様からよろしくお願いします。

【谷垣委員】

失礼します。私は、長い間ケースワーカー、福祉の職場に携わってきました。そして、

去年の3月で退職したのですが、これまでのことを思い出したり、福祉に関するいろいろな動きを見たりしていますと、びっくりすることがいっぱいあります。たとえば昭和56年に国際障害者年があつて、これを境に、どんどん広がりというもの、いいものが増えました。とくに、障害者の家族、お父さんお母さんたちがものすごく元気を出されました。それから、去年の4月に京都新聞社さんが京の名脇役という本を出されて、その中に、障害者も含んで載せてもらっています。その障害者もここには特に知的障害者の関係から書いてありました。これもまた保護者がとても喜んでおられました。また最近のオリンピック、パラリンピックをみても、やっぱり一生懸命にがんばったら、もう周囲の人はしっかり見てくださっている。そういう何か自信にあふれてみんなかんばっている。ということで、去年春に仕事をやめました。障害者の方や家族とともに頑張つてこれましたのも、昭和56年以降、行政の方々も、関係の方も、みんながんばつて障害者支援に乗り出していただいた、その賜物だと思っています。そんなことでどこかいつかは皆さんに、関係の皆さんにお礼を申し上げないといけないと思つていましたら、たまたまこんな席をいただくことになりました。今日この場を借りて、皆さん、関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局】

どうもありがとうございました。それでは続きまして、松本様よろしくお願い致します。

【松本委員】

はじめまして、京都新聞社会福祉事業団の常務理事をしております松本忠之と申します。

私は、社会福祉事業団という、財団法人なのですが、昨年の8月から席を置いております。

それまでは新聞社の方で、取材や編集などの仕事をしてまいりました。これまで取材させて頂いた方を、今私たち社会福祉事業団としても同じように対応させて頂いて、さまざまな福祉にかかわる事業を行わせていただいております。

福祉事業団というのは年間事業予算としては1億数千万円位、すべて市民からの寄付等で運営しております。

ともに生きるということを1つのテーマに掲げて、さまざまな福祉事業を承っております。ともに生きるということ、これは人間の社会において根本的なテーマ、在り方ということで、過去10年近く、このともに生きるということに向かって事業を進めさせていただいております。

昨今、いま谷垣委員の方からも話でしたが、障害者福祉を含めて、福祉の環境というのはよくなってきている、よくなってきたとは思つのですが、一方でこのところかなり厳しい経済情勢の中で、各施設、障害のある方、高齢者、そして一般の家庭を含めて、厳しい状況に置かれているということ、諸物価高騰の中で、仕事等で厳しい状況

におかれているということを私たちも仕事をしていて実感して感じているところです。精一杯務めさせていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは安澤委員よろしくお願い申し上げます。

【安澤委員】

失礼致します。安澤と申します。行政書士をさせていただいています。よろしくお願い致します。

人権文化推進懇話会の市民公募に応募した動機と申しますのは、行政書士は、主な仕事として営業許可申請、高齢化社会における遺言作成、遺言執行者、それから成人後見を行っていますが、もう1つ大きな仕事の柱として、入国管理局、入管法の関係の申請があり、外国から日本にたくさんお見えになっている方の在留資格の変更や永住、帰化の申請をさせていただいております。その関わりで、外国の方と対応しているのですが、あるとき、中国の方が大阪から京都へ引っ越してくる時に、アパートを契約というところまでできたのですが、最後に家主さんとの面接の段階で、中国人だから貸すわけにはいかないということと言われたのです。それでちょっとそれはおかしいなということで、ある方にどう思いますかと尋ねたら、それは貸す自由があるから仕方がないであろう、と簡単に言われました。なんということをするのかなと、一応それなりの見識を持った人が、いとも簡単に貸す自由があるから駄目であろうと言われて、私は残念で、ものすごく腹も立ったのですが、そのあと3か月ほどしましたら、ある弁護士さんが、韓国の女性が同じような目にあったということで裁判をして、損害賠償の結果を得たということであったので、やっぱり私の考えは間違っていなかったということを思いました。その他留学生の就職の問題などまわりの外国人の方からいろいろ聞いていることがありましたので、それをこういう場を借りて、発言できたらと思ひまして、応募させていただきました。よろしくお願い致します。

【事務局】

どうもありがとうございました。それでは議事に入ります前に、座長、副座長の選出に移らせていただきます。

まず、座長の選出をお願いしたいと思います。

座長につきましては、委員の互選ということになっています。どなたか、ご推薦の方はいらっしゃいませんか。

【安田委員】

大変僭越ではございますが、お願いしたい方がいらっしゃいますので、ご発言させてい

たきます。

今のお話からも、日常の人権を大事にしていくこと、そして世界的な視野で取り組んでいただいていることが大切になっていると思います。従来から、大変世界的な視野をお持ちになりご活躍をなさってこられている安藤仁介先生に、お願いできればと存じます。先生よろしくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございます。只今安藤先生のご推薦をいただきました。ご異議ございませんでしょうか。

(異議の声なし)

【事務局】

それでは、安藤先生に座長をお願いしたいと思います。

(安藤先生 座長席に移動)

引き続きまして副座長の選出に移ります。副座長は、座長からご指名頂くということになっております。安藤先生、ご指名につきよろしくをお願いしたいと思います。

【安藤座長】

新しい委員の方、はじめまして。安藤です。よろしくお願いします。

副座長ですけれども、私と同じ世界人権問題研究センターにもご協力いただき、それから新しく国際連合の改組で、従来の人権委員会を格上げして人権理事会ができましたが、この人権理事会の諮問委員にお出でになりました神戸大学坂元教授をお願いしたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、坂元先生、恐れ入りますが副座長をお願いしたいと思います。

(坂元先生 副座長席へ移動。)

それでは、申し訳ございませんが、以下の議事進行につきましては、安藤座長をお願いしたいと思います。

安藤先生、よろしくお願い致します。

【安藤座長】

改めてご挨拶申し上げます。実は前回の懇話会でも座長をさせていただきました。先ほど安田先生からご推薦いただきましたので、お付き合い頂けたらと思います。

人権というのは、いろいろな考え方がありますが、私としては、我々一人一人が生まれ持ったいろいろな能力をできるだけ発揮するような環境づくり、それが人権の目的であるというように考えております。そういう意味では、あらゆる行政、特に市民に身近な問題を処理されます市の行政のあらゆる部門の活動が、市民一人一人の人権につながります。この市民の中にはもちろん外国籍の市民も入るわけでございます。そういう視点で、実は前回も、市の人権文化推進課の方だけではなくて、関係する部局の方にもできるだけご同席いただき、委員から質問なりコメントがある場合にはすぐに対応していただけるような体制をお願いしました。きょうも人権文化推進課以外の他部局からもおいでになっております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議題に入ります前に、お手元にあります資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは本日の議題に関しまして資料の確認をさせていただきますと思ひます。

一つめが、議題(1)のアと致しまして、資料1の人権文化推進計画平成19年度取組実績及び20年度事業計画という大変分厚い資料でございます。

次にイと致しまして、資料2の、京都市人権相談マップ、それと京都市人権レポート、それと京都ヒューマンフェスタ2008という、色刷りの資料3部になってございます。

それと、ウに関しまして、資料3ですけれども、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会についてでございます。実は昨日この委員会がございまして、その中で、コミュニティセンターについてのまとめという議題で資料を提出しております。その資料もお付け致しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと最後に、議題(2)に関しまして、資料4の、人権文化推進計画の各重要課題について、女性に関する重要課題の進捗状況でございます。あわせて7種類のパンフレットも付けさせていただきます。

以上、お手元に届いておりませんものがありましたら、事務局までお申し付け頂きたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、議題の説明に移らせていただきます。

局長からもご挨拶させていただきましたとおり、この人権文化推進懇話会につきましては、効果的な人権施策の推進に向けて、外部の視点から客観的に本市人権施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしているものでございます。その観点から、本日各議題に関

するご報告をさせていただきたいと思います。まず、アの人権文化推進計画の昨年度の実績と本年度の計画なのですけれども、各重要課題の前に全般についての総括を設けるべきだというご意見を前回のこの懇話会で頂いております。この意見を踏まえまして、今回全体の総括を作成致しております。

また、昨年度に引き続き、取組状況をビジュアルでわかりやすくまとめた京都市人権レポートも発行しております。

それと、順番が逆になって申し訳ございませんが、人権施策の具体的な進捗状況にしまして、相談機関をまとめた京都市人権相談マップ、これについても、前回の懇話会でいただきました意見も踏まえて、できるだけわかりやすく作成しております。

それと、今年は世界人権宣言 60 周年という年に当たっております。これを機に、様々な人権問題への理解、関心を高める催しと致しまして、京都ヒューマンフェスタ 2008 を開催致します。その案内のパンフレットでございます。

それと、ウとしまして、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の審議状況についてでございます。

京都市におきましては、長年にわたる同和行政が成果とともに負の側面も生み出しているということから、この市民の同和行政に対する不信感を払しょくし、真に同和問題の解決を図るため、6つの検討項目について総点検を行い、京都市行政の改革、見直しを断行していこうということで今現在取り組んでおります。この審議状況について、ご報告させていただくものでございます。

また、議題の（２）でございます。人権文化推進計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の計画として策定したものでございますが、現時点で約 1／3 の期間が経過したことになります。今後、懇話会において、順次各重要課題にかかる現状を御報告し、御意見をいただきたいと思いますと考えております。本日は、昨年度から「きょうと男女共同参画推進プラン」の改定版に基づき取組を推進していることから、女性問題をテーマに、その進捗状況等につきまして、男女共同参画推進課からご報告させていただきます。

資料の確認と、議題の説明については以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。お手元に今ご説明の資料は皆さんございますでしょうか。あるいは、今のご説明に何かご質問ありましたらお願いしたいと思います。

（発言なし。）

それでは、議題に移らせていただきます。手元の次第にありますように、今日大きな議題は 2 つ、初めの方は人権文化推進計画に関わる取組実績及び事業計画、これはご挨拶にもありましたように、京都市が人権施策を進められる際に、毎年計画をたてて実施されます。平成 19 年度はどこまで、あるいはどのように実施されたか、そしてそれを踏まえて平成 20 年度どういうことをなさろうとしているか、そのご報告を受けて、我々の方から

質問あるいはコメントを出す，ということでございます。これは，さらに細かく3つに分かれていまして，1つ目が今申し上げたような全般的な問題です。それから2つ目が具体的な進展ですが，これは時間の関係で簡単にしかご説明いただけないと思いますけれども，人権相談マップ，人権レポート，それから本年度のヒューマンフェスタの状況です。そして3つ目に市として，ご承知のように地対法の終結に伴って，いわゆる同和地域対策は終了したのですけれども，それ以降は，一般人権行政の中でこの問題に取り組んでいく，その，いわば問題点を審議するための総点検委員会の仕事がどういう状況になっているかというご報告でございます。

大きな議題の2番目は，人権文化推進計画の重要課題，これはいくつかあるのですけれども，時間の関係で今回は女性に関する重要課題の進捗状況に力点をおいてご検討をいただく，それ以外の重要課題につきましても逐次時間のある範囲でまた次回以降で取り上げていただく，という予定でございます。

それでは，はじめの最初の議題，市の方からお願い致します。

【事務局】

それでは，引き続きまして，議題の(1)につきご説明させていただきます。

資料1と致しまして，19年度の実績及び20年度の事業計画でございます。厚い資料をお手元の方に配布しております。ページを開いていただきますと，目次がございます。ご覧のとおり2部構成となっております。1つ目が人権文化推進計画に掲げました重要課題別の取組状況，2つ目は細かく事業を網羅しております各局区別の取組となっております。

もう1ページめくっていただきますと，19年度の実績，20年度の計画について説明させていただいています。数で説明をさせていただきますと，20年度の計画につきましては，全事業466となっております，これが各局区別のところに管轄ごとに記載されております。

内訳と致しましては，19年度から引き続いての事業で435，改善をしたものが20，新規が11ということになっております。

新規の方につきましては，各局区ごとに一番初めのところに記載しております。

例えばですが，各局区別の2ページに総合企画局という局の取組状況を書かせていただいております。第2部の方の2ページでございます。

新事業と致しまして，市民しんぶんを月2回，全市版が1回と区版が1回ということで発行して全世帯に配っておりますけれども，これの音声版でCDを作るという取組を今年度から行うということでございます。これは視覚障害者の方に対する対応ですが，もう1つは，聴覚の障害のある方に対する対応をしようということで，テレビの市広報の字幕の取組を進めているところでございます。

それから，主な新規事業と致しましては，後ほどご説明させていただきます同和行政の総点検委員会，それと人権啓発フェスティバルがでございます。

そして、前回、昨年でございますが、懇話会の方でいただきました意見を踏まえまして、昨年度から変更しているところが 2 点ございます。1 点目が、重要課題別の取組でございます。昨年度の資料につきましては、人権文化推進計画にあります各重要課題の一番目が女性ということで、トップバッターとして女性問題から取り上げていたのですが、各人権課題の前にやはり全ての人権問題に対する取り組み姿勢をトップに触れるべきであるというご意見をいただきまして、一番最初に、人権全般ということで、現状と課題を述べ、それから主な取り組みについて、内容的にはほぼ人権に対する啓発事業が中心でございますけれども述べております。このように、人権全般につき最初に登載させていただきました。

それから、2 点目は、2 の方の各局別の方のところでございます。19 年度から 20 年度に引き続いて実施する事業が多く、その際に同じ継続であっても、20 年度の取組状況の内容がより詳しくわかるような表記が必要であるというご意見を踏まえまして、20 年度につきましては、「1 行」継続とだけ記載する形ではなくて、どのように継続するのかという形をできるだけわかるように記載をさせていただいております。

なかなか全事業につきまして、先ほどもいいましたように、四百数十件ございますので、全てご説明をさせていただくことは時間の関係で難しいところでございますが、事前に見ていただいているということで、また後ほど、各課参っておりますので、どの点でもよろしゅうございますので、お聞きになりたい点ございましたら、ご遠慮なくご質問を頂ければと思っております。

引き続きまして、資料 2 に移りまして、この計画の具体的な進捗状況の紹介ということで、京都市の人権相談マップをご説明させていただきます。

これは昨年度の懇話会で作成につきましてご報告をさせていただきまして、初めて作ってこの会議で見ていただくということになるのですけれども、その際いただいたご意見を取り入れた形で作成を致しております。

この人権相談マップは人権文化推進計画に掲げております具体的な取組の 1 つでございます。人権侵害、人権上の問題が起こったときに市民の方々がどこに相談をすればよいのかという場合、いろいろなところに電話をかけてこられる、あるいはかけずにそのまま黙ってというようなことがございますので、より具体的に相談する場所がわかるようなものを作成をしたところでございます。今年の 3 月に作成をし、区役所や関係機関等の窓口において市民の方々が手にいつでもとれるような形で配布をしております。

マップの方の構成でございますが、1 ページ目を開けていただきますと、京都市の全体図を概略で書かせていただいております。そちらの方に少し小さくて見えにくいのですが、丸で番号が書かれております。右のページにございます目次のところにそれぞれの相談場所の名称と、今申し上げました地図の番号が付されております。この全体図と目次を番号で合わせてみることで、各相談場所のだいたいの位置がわかるように作成を致しております。

取り上げておりますものにつきましては、これも計画の中で掲げました重要課題別に、

女性から子供，高齢者という形で，それぞれの分野ごとの相談機関を網羅したような形にしております。

内容紹介のページの方に入りますと，たとえば4ページの男女共同参画であれば，ウィングス京都という相談機関がございますけれども，法律相談から，DVの相談，いろいろございますが，どのような相談をしているのかということと，日時が決まっているところについては相談日の記載，時間の記載をさせていただいております。

先ほどの地図はなかなかわかりにくいので，さらに詳しい地図もそれぞれ付けております。それと昨年のこの懇話会で，具体的な相談例を記載をして，市民の方々がわかりやすいようにという意見をいただきましたので，例えば，こんな場合にここに相談してくださいということで，例示をしているというところでございます。

それから，これにつきましては先ほど申しました区役所や関係機関等にお配りをして，足りなくなったので補充をというような形で多くの方に手に取っていただいているのかなというように考えております。それとあとそれぞれの課題ごとの所管課，相談のネットワークを昨年度立ち上げておりますがそういったところの所管課にもお配りをさせていただいて，所管する分野の相談が，別の所管課の管轄となる問題についての相談にも関係してくるような場合，この人権相談マップを見て紹介をさせていただくというようなことで活用を図っているところでございます。

続きまして，もう1つの1枚もののパンフレットでございます。「人権レポート」のご説明をさせていただきます。

この人権レポートにつきましては，この作成で第2回目と言いますか2年目ということで，昨年度もその実績ということで作成を致しました。引き続きまして，今年もその取組ということで，人権文化推進計画に掲げております事業が具体的にどういうように進捗をしているのかということを書真を入れながらわかりやすく市民の方々に見ていただくものでございます。

これも計画の構成にしたがいまして，教育・啓発ということで「気づく・学ぶ」，それから人権の保障ということで「支える」，さらに相談・救済ということで人権を「まもる」という，この「気づく・学ぶ」「支える」「まもる」の3つのコンセプトで計画が書かれていますため，取組状況をこの3つの分野に分類して載せているというようなことでございます。

一番最後のページにつきましては，先ほどの京都市人権相談マップの簡略版のようなものになりますが，同じような相談機関を書いて地図を付けたものを登載しております。

引き続きまして11月に開催致します人権啓発フェスティバルの京都ヒューマンフェスタ2008につきましてご説明をさせていただきます。

今年は1948年の国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されて60周年となります。この年に，今一度，この宣言の精神とその意義を広く周知するとともに，日常の暮らしの中にあるさまざまな人権問題に気づいてもらう，さらに，暮らしの中で，行動と

して自然に実践できるような人権感覚を高めていただけるよう、より多くの市民の方が参加していただいて、様々な人権問題への理解・関心を深めていただくことができるイベントとして京都ヒューマンフェスタ 2008 を開催させていただきます。

このイベントは、《世界人権宣言 60 周年》育てよう 一人一人の 人権意識一思いやりの心・かけがえのない命を大切にーをテーマに致しました。法務省、文部科学省が主催しております平成 20 年度人権啓発フェスティバル京都会場というのが正式名称ですが、より市民の方に親しんでいただいて、参加いただけるようにということで世界人権宣言 60 周年京都ヒューマンフェスタ 2008 という名称を定めまして、人権のメッセージ〜^京今日から ^{地球}明日へ〜という地域テーマを設定して実施させていただいております。この地域テーマにつきましては、人権のメッセージを今日から明日へ伝えていくということとともに、京都から地球、この地球をアースというように考えているのですが、世界へ発信していこうということも含んでおりますし、またさらに、人権とともに地球環境についても考えていこうということも意味しております。

このイベントは、11月8日の土曜日と9日の日曜日に「京都会館」及び「みやこめっせ」を会場として実施させていただきますが、オープニングセレモニーで、この世界人権宣言 60 周年を契機と致しまして人権擁護や啓発等に取り組んでいる各機関が協力致しまして、より多くの方々に人権尊重の理念を訴える京都アピールを発信するということから始めさせていただきます。そして人権の世紀の実現に向けて取り組むシンポジウムや人権啓発資料の展示などのやや硬い取組から、ふだん様々な人権啓発の問題に取り組んでおられる NPO 法人の方々の活動の発表や、ブースでの展示など、市民の皆さんの参加を主体とした取組、さらに、より多くの方々に人権問題に気付いていただいて考えていただくきっかけとなるような、桑田真澄さん、李鳳宇さんの講演や、尾崎亜美さんのコンサートなどを実施致しまして、多くの市民の方々に参加いただける幅広い取組みをしていきたいというように考えております。

この「人権啓発フェスティバル」につきましては、法務省・文部科学省などが主催して、毎年各都市を巡回して行われておりまして、今年も既に東京都では開催されております。京都では 10 年前の世界人権宣言 50 周年の際にも、開催をさせていただいております。今回は、京都地方法務局、京都府、京都市が事務局となりまして、法務省・文部科学省・全国人権擁護委員連合会・財団法人 人権教育啓発推進センター・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発ネットワーク協議会・財団法人 世界人権問題研究センターの主催により開催させていただくことになっております。

このイベントを通して、多くの市民の皆様に、様々な人権問題に「気づき」、そして自ら人権問題の解決のために「考え」「行動」していただけるように、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。ただいまのご説明に、質問ないしコメントございましたら委員の方からご遠慮なくお願いしたいと思います。

私からの意見ですが、この京都市人権相談マップについて、見開きのページで、相談先の所在地を○などの数字で示していただいているのですけれども、それがどういう順序で、数字が並んでいるのかが知りたいと思います。それから数字そのものが非常に見つけにくいので、せっかくカラー刷りにしているのですから、カラーを使うなり、あるいは太字にして、見たらすぐぱっとどこに何があるのだということを、もう少しわかりやすく工夫していただいたらどうかなと思います。他の委員の方からの発言がある前に申し訳ないのですけれども、私が気付いた点を申し上げました。他にございましたらどうか御遠慮なくお願いします。

【坂元副座長】

大変わかりやすいマップだと思うのですけれども、一点ご意見を申し上げます。各インデックスの中で、子ども、障害のある方について複数の相談場所が記載されています。たとえば障害のある方に関する相談場所の場合には、一番上は身体障害の問題、2番目は知的障害の問題、3番目は精神障害の問題に対応しています。中身を見たらこれらがわかるのですが、一目でわかるように、カッコしてそれぞれ障害がある方（身体障害）や障害がある方（知的障害）、そういう形にいただければ、相談をしたいという方々にとっては非常にわかりやすくなるのではと思います。もし次回に、また同じようなものを作る際にそういう工夫をされたらどうかなと思います。子どもに関する2つの相談場所についても、最初の子どもに関する相談場所は児童福祉における虐待、非行といった問題の対応などが中心で、次の子どもに関する相談場所はいわば学校教育における不登校などの対応を中心にしていますので、相談したい問題を抱えている方々に、これらがわかりやすい形にして頂ければ、皆さんも相談窓口を見つけやすいのではないかなと思います。

【安藤座長】

ありがとうございました。他の委員の方も、ご意見等ありましたらどうぞ御遠慮なくお願いします。

【康委員】

外国人・外国籍市民のページなののですけれども、この本文のページも、それから目次も含めまして、もちろん技術的な問題もあるかと思うのですけれども、外国語を入れていただいたらよかったのではないかなということを思っております。京都市はいろいろなところで四か国語等の掲示物なども作っていただいているとは思いますが、こういうパンフレットをせっかく作られたのでしたら、外国語の表示がないとちょっと実際のところ役に立たないというか、最初から手にとろうという気持ちにはならないのではないかなと

思います。今の形でしたら外国人から相談を受けた場合どうなるのかなと思います。日本人が手にとることはあっても、直接外国人の目にふれることはこれではまずないままで終わってしまうかなという感じが致しましたので、お願いしたいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございました。他の委員の方からご意見などありますでしょうか。松本委員どうぞ。

【松本委員】

大変わかりやすいパンフレットになっているのかなというように思います。これは、手にとってご覧になるということを前提にして作成しておられるということだと思いますけれども、こういう発行物については、接触しにくいということがすごく多いのです。

ではどうであるかという、やはりインターネットの利用ですね。つまり最近の若い人や、団塊の世代を含めて、インターネットで情報を入手するということになると思うのです。

だから、せっかく作られて、パンフレットとして役割は果たすとは思いますが、さらに進んで、インターネットの方でも情報をまとめて、人権に関するちょっとした悩みや相談、あるいはここへアクセスすれば、こういう人権相談マップも含めてありますよというような人権に関する情報を、京都市のホームページの中に出すようにされれば、さらに生きるのかな、というように感じました。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【安田委員】

市民の方からいろいろなご相談があると思いますが、本当にわかりやすいパンフで皆さん相談しやすいと思います。とても明るい気持ちになると思いますのでとてもいいと思うのですけれども、ただ実際に相談に行く前に、相談に行った時点でかなりの問題が解決なさっている可能性があると思うのです。ちょっともやもやした問題であるとかです。また、どれをどこに相談に行ったらいいだろうとか、子どものことを相談したいと思っていても、実はDVのことだったとか、そういったこともあると思います。そのため、できたらどこに相談に行ったらいいのか分からない方や、相談先の区別がつかない場合を総括するような、つまり相談に対しての事前の区分けをするような、そういった窓口、お電話があれば、あちらこちらといろいろなところに回らないで済むと思います。また相談された場合でも、別のところに相談なさってしまったとか、そういったケースもあるように思いますので、その意味でも区分けをする窓口があればと思います。また、繰り返しになりま

すが、なかなかどこへ相談したらいいかわからないという方もいらっしゃると思いますので、そういったためのお電話の窓口が1本あってもいいのではないかと思います。とても見やすく明らかな気持ちで相談できて、本当にいいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。他の委員からまたご質問があるかもしれませんが、とりあえず今まで質問が出ましたことについて、市の方から可能な範囲でお答え願います。

【事務局】

ありがとうございます。いろいろご提言、アドバイスをいただきましてありがとうございます。まず、順番が逆になって申し訳ないのですが、松本委員からご指摘のありましたインターネットへの掲載でございますけれども、これは、京都市の人権文化推進課のホームページの方で今現在、掲載致しております。

それと安藤座長の方から、ご指摘いただきました相談場所の並び方と地図の番号ですが、まずこの並び方なのですが、これは先ほどご説明致しました人権文化推進計画の各重要課題の順番で並べております。また、たとえば女性は柿色、外国人は水色というように色分けしておりますので、次に作成する際には、この番号もそれと同じ色にして、となりの全体図について、下地を黒にして、たとえば電車も黒にして、そして施設の番号をこの色に対応するような形で、たとえば子どもでしたら、②を桃色で、というようにするなど工夫させていただきたいと思います。

また、坂元先生の方から、子ども、障害のある方のそれぞれの重要課題の中で、児童福祉、学校教育や、知的障害、身体障害、精神障害といったような複数あるテーマを入れるようにとのご意見がありました。次に作成する際には、ご指摘のようにサブタイトルをわかりやすく入れたいと思います。たとえば、障害のある方、そしてカッコ書きをして（知的障害）というようなサブタイトルを付けるように工夫したいというように考えております。

さらに、康委員の方から、四か国語、外国語の表示ということになるのですが、このペーパーだけでは一緒に併記するというのはスペースとして難しいかなと思いますので、これの別冊版といったらおかしいのですが、そういう対応ができるような版を作ることも含めて、ご検討をさせていただきたいというように思っております。

そして、安田委員から、適切な相談にいたるまでの対応についてのご指摘、つまり的確に相談場所につながるまでの対応についてのご指摘をいただきました。非常に大事なことだと思うのです。たとえば、専門機関でいいましたら、今この懇話会を行っているこの市民生活センター、市民総合相談課ですけれども、少し違うかもしれませんが、たとえばこういう課題だったらどういうところに行ったらいいのかというようなナビゲーターができるように、つまり問い合わせ等にも総合窓口的な感じで対応できるように、庁内的

に調整したいなというように思っております。ありがとうございます。

【安藤委員】

はい，ありがとうございました。またお気づきの点がありましたら，窓口の市の人権文化推進課の方へ直接ご連絡いただけますか。しかるべく対応されると思います。よろしくお願い致します。それでは，この(1)のアとイ，ほかにございせんか。どうぞ。

【事務局】

1点追加で申し訳ございません。総合的な窓口ということで，京都市の方では，今現在コールセンターという，電話によるいろいろな問い合わせ等に，答える範囲は答える，あるいは専門機関につないでいくというようなそういうシステムがございますので，それもここに掲載させていただいて，まずどういうことで悩んでいて，どこにいったらいいということがなかなかわかりにくいというご相談等についても，まずここで，交通整理といいますか，ナビゲートさせていただくような，そういうような形にさせていただきたいというように思っております。

【安藤座長】

次にまた，人権相談マップをつくられるのでしたら，それもわかるように書いて頂くともう少し効果的になるかなということですね。

【安澤委員】

マップの7ページのところ，行政書士による出入国管理手続き相談，通訳ありというところですが，ここに電話をかけた場合に，中国語の堪能な方，英語の堪能な方，いろいろな方がおられると思うのですが，各国語に対応はできるのですか。

【国際化推進室】

英語，中国語に対応できるようになっております。

【安澤委員】

そうするとハングルは。

【国際会推進室】

はい，ハングルも対応できます。

【安澤委員】

中国語がととてもよくできる優秀な通訳の方もいらっしゃいますね。

【国際化推進室】

そうですね。中国語専門の者もいます。

【安澤委員】

この三か国語以外の言語を話す方についてはどうでしょうか。

【国際化推進室】

はい。その他の言語まではちょっと対応はできていないのが現状でございます。

【安澤委員】

京都にはたくさん留学生がおられますので、携帯電話などを利用して短時間でもお手伝いをいただくなど、京都にいる外国人の人材を活用してはいかがでしょうか。アジア、アフリカの留学生の方を1人、2人でも手伝ってもらえればと思います。これなら予算的にもそんなに難しい話ではないと思います。京都に住んでいて、自分の能力を貢献できたということもあると思います。

【国際化推進室】

今おっしゃられた留学生の方についてですが、在留の外国人の方にお手伝いいただいていることはすでに行っております。今中国語、ハングル、英語と申しましたが、その他の言語につきましても、実際の加勢という意味では、実施しているところではございます。

【安藤座長】

ブラジル系の方はポルトガル語、それ以外の中南米の方ですとスペイン語を話されますが、とくに医療については、本当に、ここが痛いとか、こういうように痛いとか言えないと正確な対応ができないので、医療通訳をボランティアでされているところがあります。本当はボランティアではなくて都道府県、市町村がやらないといけないと思います。京都市も努力されていると思いますが、参考にしていただいて、いまお話頂いた言語以外の言語にも対応できるような体制ができればと思います。さきほどご提言もありましたように、留学生もいろいろな国、地域から来られていますから、そういう情報のネットワークをしっかり人権担当課で持っておられるといいなと思います。今の場合、国際交流担当課も同じことが言えると思います。連携をよくして、相談にいったら、ちゃんと結果が出る体制を少しでも頂けたらと思います。

他にございませんでしょうか。それでは時間の関係もありますので、(1)のアとイ、また繰り返しのになりますが、お聞きになることがありましたら直接市の窓口の方へお伝えいた

だけたらと思います。

それでは、(1)のウの京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の審議状況ということで、これは資料3となりますが、よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会における審議状況等について御説明申し上げます。

お手元の資料の3でございますけれども、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会について」と題した資料をご覧くださいませでしょうか。

冒頭の説明にも少しございましたけれども、本市におきましては、半世紀以上にわたって、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、かつての劣悪な同和地区の住環境、住民の生活実態は大幅に改善するなど、大きな成果を挙げてまいりました。

しかしながら、長年の同和行政が、成果とともに負の側面を生み出したことも事実であり、それが市民の間に同和行政に対する不信となって現れ、同和問題解決の支障となっていると考えているところでございます。

そこで、この同和行政に対する市民の不信感を払拭し、市民一人一人が個人として尊重されるまちづくりを進めるため、同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革、見直しを実行することとし、門川市長のマニフェストに基づきまして、本年3月26日に、この総点検委員会を設置を致しました。

委員構成でございますけれども、学識経験、法曹界、経済、労働、マスコミなどの各界の10名の方と、市の担当理事の合計11名で構成をしております。この1年間で、6つの検討項目について、すべて公開の場で審議をし、年度内には最終的な報告をいただく予定でございます。

それでは、この場をお借りしまして、この総点検委員会において、審議をお願いしております6つの検討項目の概要でございますけれどもご説明をさせていただきます。

まずお手元資料の3の(1)でございます。自立促進援助金制度の見直しについて。

自立促進援助金制度とは、同和奨学金を借り受けた方が、卒業後、奨学金を20年間の分割で返還していく際に、返還する額と同じ額の自立促進援助金という補助金を支給して、この奨学金の返還に充てるという制度でございます。

京都市では、旧同和地区の児童・生徒の進路保障、就労の機会均等の保障のため、全国に先駆けまして昭和36年度から給付制、貸与ではなく給付の奨学金制度を設け、その後昭和41年度に国の方でこうした給付の奨学金に対する国庫補助制度が創設されて以降、本市もこの国庫補助制度を活用して奨学金を給付して参りました。

その後、昭和57年度に、国が奨学金に対する国庫補助制度、国庫補助の対象を貸与制、つまり貸し付け制の奨学金に切り替えた際、京都市におきましては、当時まだ進学率の格差等の

課題がなお存在したということなどから、同和問題の解決における進路保障の重要性に鑑み、この従来の奨学金制度を後退させずに、実質的な給付制度を維持するための援護措置として、自立促進援助金制度という独自の制度を設け、奨学金と一体のものとして運用してきたものでございます。

この自立促進援助金につきまして、平成 9 年度から 14 年度分の支出について、住民訴訟が提起をされ、そのうち平成 13 年度以降新規の支給対象者に援助金を一律に支給したということが裁量権を逸脱しているということで違法であるという判決が確定を致しました。また、それ以降の支出についても、数次にわたって住民訴訟の提起等がなされたことなどから、京都市は、平成 19 年度の援助金の支出を全額執行を停止し、本年度 20 年度予算につきましてもその計上を見送ったうえで、制度の見直しについて、総点検委員会での検討をお願いしたものでございます。

この自立促進援助金制度の見直しについては、他の検討項目に比べとりわけ速やかに対策を講じる必要があるとされまして、既に委員会において中間報告がとりまとめられ、8 月 27 日、提出を受けたところでございます。

その内容につきましては、資料を 2 枚ほどめくっていただきまして、「自立促進援助金制度の見直しについて」と題した資料があると思います。御覧いただけますでしょうか。この資料は、この中間報告の概要をまとめたものでございます。

資料の 2 の部分ですけれども、委員会におきましては、同和奨学金や自立促進援助金制度の創設についてその趣旨や意義を認めたうえ、法的観点からみると、奨学金の「貸付」と援助金という「補助」は別の制度であって、これを「一体のものとして」運用してきたことは、今日的視点から見ると、やはり無理・矛盾があったとしております。そのうえで、3 の部分でございますが、そもそも貸付と補助を一体のものとして運用してきたことが、事情を複雑にし、市民理解を妨げる大きな要因ともなっていると、援助金制度を廃止し、新たに奨学金返還困難な方に対する返還免除制度を創設することによって、同和奨学金の返還とあるいは免除というわかりやすい関係に改めるべきであると提言をいただきました。

また、この資料の裏面、うら面でございますけれども、見直しの内容について、援助金の支給を停止をしております平成 19 年度からこの自立促進援助金制度を廃止する、返還困難な方に対する免除制度を創設する、また、確定判決等を踏まえまして、平成 13 年度以降の援助金の新規受給対象者、これは新規の受給対象ということは、つまりは奨学金の返還が始まる方ということでございますが、その方につきましては返還を求めていくといった、具体的な御提言をいただいております。

本市は、この中間報告を最大限尊重し、速やかに援助金制度の廃止や返還免除制度の創設などの見直しを実施することと致しております。そのための関連条例案を、次の 11 月の京都市会にお諮りするべく、現在、準備を進めているところでございます。

次に、また 3 枚ほどお戻りいただけますでしょうか。先程最初の資料の 2 ページの (2) でございます。「コミュニティセンターの在り方について」でございます。

コミュニティセンターの前身は隣保館でございますが、大正 8 年に全国に先駆けて三条地区に託児所が開設され、その後、昭和 11 年に家事見習所と統合して設立されて以降、旧同和地区の身近な行政機関として、住民の生活相談をはじめ、生活実態の把握や施策の周知等に努めるなど、住民の生活向上に大きな役割を果たしてまいりました。

また、平成 14 年度、地対財特法の失効後でございますが、以降は「人権文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流や地域コミュニティの拠点」として位置付けを変更し、広く市民に開放をしております。

しかしながら、現状施設の利用状況はずっと低い状況が続いておりまして、また隣保事業として実施をしております生活相談につきましても、住環境や住民の生活実態の改善を背景と致しまして、件数そのものが大きく減少するとともに、その内容も従来の切実な内容から苦情や要望等、あるいは問い合わせといったものが大半を占めるなど、コミュニティセンターを取り巻く状況が大きく変化をしているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、今日時点におけるコミュニティセンターの在り方そのものについて、根源に立ち返った検討をお願いをしているところでございます。

なお、昨日第 8 回の総点検委員会が開催をされまして、このコミュニティセンターの在り方に関する審議につきましてまとめに向けた議論がなされたところでございますので、その状況についてご説明をさせていただきます。資料を 4 枚ほどめくっていただきましたところに、昨日の委員会資料でございます「コミュニティセンターのあり方について（まとめ（骨子）」と題した資料がございます。一番上に案がついております資料を御覧頂けますでしょうか。

その資料の下の方の 3「見直しの視点」以下でございますけれども、委員会では、コミュニティセンターがこれまで果たしてきた意義・役割は認めたい、行政のこれまでの生活支援等を中心とするような取組がかえって住民の行政依存を生んで、住民の方の自立の妨げとなっている側面がある、あるいは隣保事業を実施しているということなどが、「特別な施設」であるという印象を市民の方に与えている、こうした従来の形のままでは、市民の共感と理解を得ることができない、としております。また、今後の在り方につきましては、いわゆるソフトとハード、機能と施設・設備、これを一体不可分のものとして考える必要はなくて、ソフトは別のハードに組み込む、すなわち機能は別の施設へ移管・統合するといったことも考えたうえ、残ったハードについては、市民の貴重な共有財産として、共感と理解が得られる有効活用を図るべきであるというようにしております。そして、最後の大きな 5 番の部分でございますが、今後の在り方については、現行のコミュニティセンターが従来のままで存続する必要はなくなっており、同和問題に対する市民の不信感を払拭するためにも、現行のコミュニティセンターの役割は一旦終結させるべきとしているところでございます。

なお、このまとめの（案）につきましては、見直し後のコミュニティセンターの在り方について、もう少し具体的に付言しておくべきではないかといったご意見も昨日の委員会でもございまして、次回の委員会で若干修正を加えたものを再度確認することとされたところでございますが、見直しの大きな方向性としては概ねこの案が昨日の委員会でも了承されたところでござい

ます。

それでは恐れ入ります、もう一度4枚ほどお戻り願えますでしょうか。

資料3の2ページ目のところ、(3)「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について」でございます。

残る検討項目でございますが、まず、改良住宅の管理・運営、建て替え等につきましてでございます。改良住宅とは、不良住宅が密集をする地域の住環境を改善するための住宅地区改良事業という事業の実施に伴いまして、従前お住まいになられていた住居を失われた方、いわゆる従前の居住者の方々のための代替住宅として整備をした住宅でございます。

改良住宅の整備は、とりわけ旧同和地区の環境改善を図るうえでは大きな役割を果たして参りましたが、事業の初期に建設された改良住宅の老朽化が非常に進んでいるということ、あるいは浴室のない住戸が多いこと、狭隘な住戸が多いことなど、京都市にあります他の一般の公営住宅と比較致しましても課題が多い状況でございます。

また、管理・運営につきましても、各地区、不適切な入居実態の把握と指導、共益費の算定、徴収、あるいは中堅所得者層の流出による空き家の発生など、各種改善すべき課題がございます。

このため、こうした課題にどのように取り組んでいくべきかを含めまして、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について、検討をお願いしているところでございます。

次に、4つ目の検討項目、「崇仁地区における環境改善について」でございます。

本市の旧同和地区のうち、崇仁地区においてのみ、未だ住環境整備事業が完了しておりません。用地買収の難航などから、買収した用地と残っている用地が地区内にモザイク状に点在している状況でございます。

また、事業が非常に長期にわたったことに伴いまして、住宅に対する住民の方のニーズも変化する一方で、人口減少、高齢化による地域活力の低下が大きな問題となっております。このため、今後、住環境整備を早期に終結をさせ、地区の活性化を図るに当たって、新たな事業手法の導入も含めた今後の在り方について検討をお願いしているものでございます。

次に5つ目の検討項目「市立浴場等の地区施設の在り方について」でございます。

旧の同和地区には個々のお住まい、住宅にお風呂がなかったということから、大正12年から、地区の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るために、共同浴場として市立浴場を順次設置をしまりました。今日においても改良住宅における浴室の設置率が低いことから、住民生活には必要不可欠な施設となっており、住民との交流や憩いの場としての役割を果たすとともに、周辺の方の利用も多くみられるといった状況でございます。

しかしながら、一方で、民間のいわゆる浴場との料金格差がございます。また多額の運営経費を要しているなどの課題がございます。

このため、市立浴場のより効率的な運営の在り方、ひいてはその存続の可否も含めて検討をお願いしているところでございます。

また、旧同和地区の児童生徒の学力向上を図るために設置された学習施設、保健衛生の向上

のために設置された保健所分室といった施設につきましても、今日時点における意義や利用実態を踏まえ、その在り方や施設の活用方法について、検討をお願いしているところでございます。

最後に、6つ目の検討項目、「市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について」でございします。

人権問題に関する市民意識はかなり高まってきたとはいえ、差別につながるおそれのある身元調査や、インターネット上でのいわゆる地名総鑑の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たないという現実がございします。

このため、差別をすることが許されない社会の構築に向け、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について、改めて委員会においても検討をお願いしているところでございします。

次に資料の4ページを御覧ください。4ページと5ページには総点検委員会のこれまでの審議経過と今後の予定を掲げてございします。

昨日までに8回の全体の委員会と、自立促進援助金制度の見直しに関しまして、法的な課題を整理・検討するために設置を致しました専門委員会を3回ほど開催をしまいいりました。

1つ目の検討項目でございします自立促進援助金制度の見直しにつきましては、第6回までに審議を終え、先程御説明致しましたとおり、8月27日に中間報告をいただきました。

現在は、コミュニティセンターの在り方など、ここに記載してございしますとおり3つの検討項目を審議中でございします。

今後の予定のところでお示しのようなスケジュールで、残る項目につきましても順次、審議をしていただきまして、年度内には、最終報告としてまとめをいただく予定をしているところでございします。

以上、総点検委員会の審議状況等を報告させていただきました。よろしくお願い致します。

【安藤座長】

ありがとうございました。これは他の委員会からのご報告ということで、我々の委員会为中心的に取り組むということは期待されていないのですけれども、ご報告に対してご質問、あるいはコメントがありましたらご遠慮なくお願いしたいと思います。どうぞ。

【石元委員】

改良住宅についてなののですけれども、2000年に、京都市が行った生活実態調査がありますね。これを見ると、各地区人口が大幅に減少してしまして、とくに劇的に減少している地区もあるという状態で、改良住宅も空き家が目立ってきていると思うのですが、今のところは、いわゆる市営住宅並みの扱いで募集をしてということは全く行われていないのでしょうか。

【事務局】

住宅室というところが所管してございますので、正確なご説明ができるかというところですが、今ご指摘のとおり、改良住宅は、約4,300戸ほどございまして、そのうち空家が800戸ほどだったと思いますけれどもございます。改良住宅は、制度的には空家が生じたときには、一般の公営住宅と同様に公募をして、低所得で住宅に困窮されておられる方に入居して頂くことができるような制度にはなっております。しかしながら、改良住宅の現状は先ほど申しましたように、建替といいますか、非常に老朽化が進んでおりまして改善、更新が必要になっています。事業の初期に建設しております改良住宅は、1部屋が30平米台と、そういったところが多くございますが、今建て替えるとなると、2人住まいの方でも55平米、お子さんもおられる3、4人世帯であれば70平米位を標準的なスペースと考えておりますので、建て替えたときに、以前、従前の戸数を確保するため、空家を使わずに置いてあります。いわゆる政策的に置いてあるというのがこれまでの実情でございます。

とはいうものの、当面建て替えに活用する予定のない住居につきましては、一般公募していくべきだという考えのもとに、今まで一部ではございますけれども、これまでに一般公募による活用もしてきた実績もございます。今後単純に改良住宅を建て替えていくということだけでいいのか、ご指摘いただきましたように、一方で少子高齢化や人口の減少が改良住宅におきましてはとりわけ顕著に進行しています。そうした状況を踏まえて従前の方法ではなく、今後どういう方法で対応していけばいいのかということを改良住宅につきましても、総点検委員会におきまして検討をお願いしているといった状況でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。他にご質問、コメントありましたらどうぞ。まだ総点検委員会も動いており、これから最終答申も出される問題もありますので、引き続きこの懇談会委員の方からも、お気づきの点がございましたら、市の方へお伝えいただけたらと思います。

それでは、本来、この委員会の仕事である、人権文化推進計画に関わる取組に関して、人権文化推進計画策定以降の進捗状況につき報告いただきたいと思います。その最初の課題と致しまして、女性、男女共同参画に関わる問題について、市の方からご報告をお願いします。

【男女共同参画推進課】

それでは、京都市人権文化推進計画の各重要課題のうち、女性に関する重要課題の進捗状況につきましてご説明させていただきます。

なお、お配り致しました資料につきましては、人権文化推進計画と同じ項目建てによる構成で作成しておりますので、よろしくお願い致します。

手元に重要課題の進捗状況ということで、まとめられた2枚ものの資料があると思います。これを見ていただきながら説明したいと思います。

時間の関係もあると思いますので、文章で書いております部分につきましては、できるだけその補足になるような中身を説明したいと思いますので、どうぞご了承よろしくお願い致します。

まず、近年の動向ということでございますけれども、世界的な動向につきましては、平成7年の第4回世界女性会議におきまして、北京宣言、行動綱領が採択され、その10年後、北京プラステンといいますけれども、平成17年に国連が婦人の地位委員会を格上げして開催するとともに、一層の取組を求める宣言がおこなわれているということでございます。

それから国における状況でございますけれども、いわゆる基本法であります男女共同参画社会基本法が平成11年に施行されまして、平成17年には、その第2次になります行動計画が閣議決定され、現在はこの計画に基づいて施策が進められております。

また、女性の人権に関わる女性への暴力等に関しましては、ストーカー規制法及び配偶者暴力防止法などの整備が進められました。また、新たな項目と致しまして、平成19年12月に官民会議におきまして、ワークライフバランス、これは仕事と生活の調和という意味ですが、このワークライフバランス憲章、及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が、政労使、つまり行政、労働者、それから使用者による調印のうえ締結されたところでございます。この部分について少し補足させていただきます。ワークライフバランス、つまりさきほど申し上げましたとおり仕事と生活の調和でございますが、これは従来の日本の、主にサラリーマンを頭においていただければいいと思うのですけれども、仕事一辺倒の働き方を変えることによって、仕事と家庭生活や地域活動とのバランス、つまり仕事と仕事以外の生活のバランスをとっていかうということでございます。これは現在における日本の状況である子どもの数の減少を踏まえた少子化対策、及び男女共同参画の推進のためのものであり、長寿少子化社会が進んでおります中で労働力をどう確保していくか等、非常に広い社会問題に対応するためのものです。また働いている労働者の立場からいいますと、労働が2極化しており、ワーキングプアの一方、正社員は過労死等の社会問題が起きています。その労働者の視点から見ますと、生活の質、クオリティオブライフをいかに改善するかという問題もあります。ワークライフバランスはこのような社会問題を解決するための1つのキーワード、解決手段として登場してきておりまして、国の方が主体的に推し進めようとしているところでございます。

次に、本市における状況について申し上げますと、本市における男女共同参画施策の推進につきましては、平成15年12月に議決されました条例、男女共同参画推進条例が基本となっており、さらにこの条例に関する行動計画であります京都男女共同参画推進プランに基づき展開しているところでございます。この現在のプランにつきましては、平成14年度から22年度までを計画期間としておりますけれども、その中間年となります平成

18年度末、平成19年3月に改訂致しました。現在はこの改訂した計画を平成22年度までの取り組みとして実行しているところでございます。

この改訂におきまして、どのようなところに力点をおき、後半期の重要課題にするかということでございますけれども、まず女性に対する暴力の根絶があります。それから先ほどのワークライフバランスとの関係でございまして、男女の機会の雇用均等、仕事と家庭の両立支援を進めるような企業への働きかけ、男性の家庭生活、地域活動への参画を促すような広報活動の強化があります。さらに女性の登用に関する部分と致しまして、あらゆる場合の男女の均等の参画、具体的にはいわゆる女性の得意分野ではなくて、従来であれば男性が中心となっていた分野についても女性をいかに登用していくか、あるいは女性がいかに参画していくかということもあります。これらが重点的なポイントになっております。

続きまして、現状と課題にまいります前に、もう1点、ワークライフバランスに関する本市の取組についての直近の状況を報告させていただきます。

京都市におきましては、今年6月に、社会におけるワークライフバランスを推進することに関しての市議会の決議がなされました。おなじような決議が府議会でもなされ、これを受けまして、京都府の行政、労働者、使用者の代表により構成されている府の雇用政策の連絡会議である京都雇用創出活力会議の下に、ワークライフバランス専門部会が平成20年に設置されました。京都府、組合関係、使用者団体に、京都市、労働局等が入りまして、オール京都としてのワークライフバランスを推進するため、この専門部会を設け、将来的には行動計画を策定するための検討に入ったところでございます。

続きまして現状と課題に移らせていただきたいと思います。

育児介護休業法、雇用機会均等法の改正や、次世代育成支援対策等、いわゆる法制度につきましては着実に進んできております。しかし欧米等他の先進国と比較致しまして、日本におきましては管理職に占める女性の割合が低く、また家事、育児、介護における女性の負担の割合が大きい、つまり男女の負担割合のバランスに差のある部分が多いところがあり、これについてはこれまでと変わっておりません。

このため、企業等における取組の促進や、家庭や地域等への男性の参画の重視を推進するための広報活動を進めていく必要があると考えております。

先ほどのワークライフバランスとの関係についてです。ワークライフバランスというのは、ご説明致しましたように非常に広い範囲に関わってくる問題ですが、男女共同参画としてどのようなスタンスをとっているのかについて申し上げます。

男女間の平等観についてですが、働く場における平等観が市民の意識調査を致しましたら非常に低い状況にございます。従来の長時間労働、長時間仕事に拘束されることによって、評価されるというような、男性型の社会におきましては、女性は一定のキャリアを積もう、あるいは登用されようと思いと、能力の差ではなくて、家事育児との両立困難ということが壁になります。いわゆる仕事を取るか、家庭を取るかという選択が発生し、

男性よりも女性の方に選択を迫ることになり、なかなか男性と対等に競争が行えないという状況があったと思います。

このワークライフバランスを進めることによりまして、男性も女性も比較的短時間労働の中でいかに効率をあげるかということが一つの評価になってくるということでございます。あるいは男性が家庭の中のいろいろな家事育児に参画することによりまして、共働きで勤めております女性の負担感が減るという効果を生み、男性と女性の働く場において今までよりもっと条件が均等になって成果を競い合えるのではないかと、そういう意味で女性の登用も進むのではないかと、男女共同参画の立場からは期待しております。

続きまして現状と課題の後半の部分でございます。女性の人権に関わるドメスティックバイオレンスについてでございます。本市が平成19年度に実施致しました調査では、配偶者や恋人等から何らかの暴力を受けた経験のある女性が31.3%、3人に1人でございます。まだまだドメスティックバイオレンスをはじめとする女性に対する暴力につきましては大きな問題がございまして、たとえば警察の調査によりますと、ドメスティックバイオレンスの被害者は、警察の相談実施件数では、9割以上が女性であるという状況があることから、やはり女性に対する重大な人権侵害であることに変わりはなく、その根絶に向けて施策の一層の充実が求められているところだと考えております。

続きまして、主な取り組み内容及び実績に移らせていただきます。

保育、学校教育につきましては、男女の共生を進める保育の推進、保育所の整備・拡充による女性の社会参加の拡大、教職員自身の意識改革、学校教育活動全体の見直しを進めさせていただいております。

次のページに移らせていただきまして、実績等を中心に報告させていただきます。

保育所でございますけれども、平成19年4月1日現在、保育所の入所状況は、保育所定員数24,420名、保育所入所児童数25,561名です。今現在はいわゆる定員をオーバーしても一定その保育所の許容範囲のなかで、最低基準が満たされれば入所できるという形を取っている中での数字でございます。

保育所数につきましては256か所でございます。

それから教職員研修の充実でございますけれども、実績と致しまして、人権教育講座につきまして124名参加、それから男女平等教育主任研修に182名参加、性教育研修、性教育指導講習会に30名参加となっています。それから伝達研修会と致しまして、保健主事研修会に約250名、京都市小学校保健研究会に約100名、養護教諭夏季研修に293名参加というようになっております。

学校生活全般の見直しと致しましては、実績として、男女混合名簿の実施をし、すべての市立学校におきまして、男女混合名簿を使用しております。

それから、啓発でございますが、様々な機会、広報媒体を通じた啓発を推進しており、平成19年度実績を書かせていただきました。出前講座と致しまして、これは男女共同参画推進課の職員、また男女共同参画センターの運営を指定管理させていただいております女

性協会の職員を、企業、市民団体、学校等の行う研修に講師として派遣するということですが、41回、1,211人実施しました。それから男女共同参画センターの方で定期的実施しております講座が9回130人でございます。

実績につきましてですが、広報誌の発行と致しまして、男女共同参画通信、それからあなたのチャレンジ応援隊の発行をさせていただいております。雇用意思決定につきましては、京都男女共同参画推進宣言事業者登録制度があります。これは女性の積極的な雇用や、仕事と家庭の両立支援に取り組む企業をPRするという事業であり、平成17年9月に発足し、現在の登録事業者数は42というところでございます。

審議会等における女性委員の登用ですが、現在の実績は平成19年度末で30.1%でございます。

最後になりましたが、暴力に関するドメスティックバイオレンスの対応でございます。ここにあげさせていただきましたように男女共同参画センターにおける相談事業を実施しており、平成19年度の実績は全相談件数1,920件、このうち暴力に関するものが455件です。さらに緊急一時保護、民間シェルターへの家賃補助ですが、平成19年度実績は、団体としては1、確保しておりますシェルターは部屋数が2部屋でございまして、年間の補助実績が120万円ということになっております。

また従来から実施しておりますネットワークとしての京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議につきましては、例年とほぼ同じく2回の会議と、シンポジウムを開かせていただいております。

それから、ドメスティックバイオレンスにつきましての最近の動向及び今後の方向性でございます。平成20年1月11日に改正暴力防止法が施行されました。いくつかの改正点がございしますが、本市に関する部分と致しましては、市町村としての基本計画の策定、それから配偶者暴力相談支援センターが努力義務になりました。配偶者暴力相談支援センターにつきましては従来都道府県に必置義務があり、京都におきましては上京区に京都府婦人相談所兼配偶者暴力相談支援センターが京都府域をカバーしてきたところでございますが、この法律改正によりまして、一時保護機能につきましては、あくまで婦人相談所です。なので都道府県の部分ということに変わりはありませんが、市として相談を受け、そして一時保護につなげ、あるいは一時保護後のドメスティックバイオレンスの被害者の自立支援を援助するという意味での相談支援センターの設置が努力義務になっております。京都市におきましても、京都府が設置しております配偶者暴力相談支援センターとの役割分担や連携等を考慮に入れながら、市としての基本計画とあわせて現在、今後の設置の在り方等について検討しているところでございます。

このドメスティックバイオレンスに関する行政につきましては、売春防止法に由来致します婦人保護法の流れの中で推移してきておりまして、児童福祉、あるいは母子福祉と非常に緊密な連携がありながら、いわゆる政令市特例ではなく、まだ都道府県の方に一定の権限があります。逆に役割分担をしようと思うと、それが二重行政につながるような部分

もございますので、そのあたりも考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

【安藤座長】

どうもありがとうございました。

人権上の重要課題について、この懇話会として重点的に各課題別に取り上げるその最初のテーマが女性でございますので、時間の許す範囲でどうかご自由にご質問、コメントをお願いしたいと思います。

どうぞ、康委員。

【康委員】

内容が多岐にわたっておりますが、学校教育現場に関してひとつお聞きします。学校生活全体の見直しというところですか。確かに男女混合名簿が実施されるようになりまして、全体的な意識の変化と言いますか、今の時代はこうするのが普通なのだという意識が学校関係者、保護者に少しずつ浸透してきているというのは大変いいことだと思うのです。けれども、たとえば保健室で身体測定をするとか、そういうときには男女別で行われ、男女別の名簿が別に用意されているといったことも実際にはあり、意識がまだまだということもございまして、何のために男女混合名簿がいるのかということが十分に浸透していないのではないかなと思われる場面もあります。

教室で座席表を決める時に必ず男女で隣り合って座るようにされているクラスもありますし、名簿順で、隣が男同士になったり、女同士になったり、男女になったりというクラスもありますし、様々なのです。何が一概にいいか悪いかということはもちろん単純な問題ではないのですが、もっと議論が広くなされたらいいのではないかということを思っています。

それから男女平等教育ということを一応取りかかっているのですけれども、例えば、女の子だからランドセルが赤、男の子だから黒とは限らないということを教室で子供たちと話をしたあとで、廊下に出てみると、男の子の台はブルー、女の子の台はピンクになっているのですね。まだまだ矛盾したところがありますので、縦割り行政ではなく、施設を造る時点からといいますか、いろいろな点で見直しの視点をいきわたらせていただきたいなと思っています。

それから、もう1つ気になっていましてのは、ドメスティックバイオレンスの問題についてです。最近非常に広報に取り組んでいただいて、市民の目にふれるところに情報が増えてまいりました。暴力だけではなくて、口でいうだけでもDVなのだというのを日常会話の中でしており、大変いいと思っているのです。ただ今最後の方でおっしゃっていたことに関係しているのですが、母子家庭が増えてきているという現象があります。まず1つお聞きしたいのは、母子家庭についての統計、資料、数字をお持ちでしょうかとい

うことです。それと母子家庭の問題は、女性の人権、子どもの人権、いろいろなことが関わってくるのですが、今日も見てもみましたら、女性の方を見ても母子家庭のことは全然出てこないし、子どもの方を見ても出てこないということがあります。もちろん父子家庭という問題も同時にあるかとは思いますが、今とても離婚率も上がってきていて、母子家庭が増えているということがあり、相談窓口がどこなのかという話もあると思います。やはり母子家庭ということで悩んでおられる方がとても多いのではないかと思います。しかしその母子家庭という言葉が見当たらないということを思っています。

ドメスティックバイオレンスの被害を訴えている方も、母子家庭になった場合の支えがないことを思ってまたそのドメスティックバイオレンスの現場から抜けられない、抜けることができない、抜けることを躊躇してしまうということにつながっていくのではないかと思います。母子家庭に対する行政の支援が本当に見えてこないのも、支援の制度があるのかないのか、広報されていないことはないとは思いますが、お尋ねしたいと思います。

【安藤座長】

市の方からお答願います。

【児童家庭課】

母子家庭についてですが、私どもの所管に児童扶養手当がございます。基本的には18歳未満の子供さんを養育しておられるという母子の家庭の方には、この手当があります。この児童扶養手当についてはやはり全国的にも年々増えているというのが状況でございます。

もう1つは、ひとり親家庭、母子家庭に対する、母子寡婦福祉法における自立支援の対応として、母子寡婦の福祉の貸付金があります。たとえば子供さんが学校へ行かれる場合、大学、高校で学ぶために必要な費用の貸付金や、生活の困っておられるときの貸付金についての対応もしております。また、お母さんの能力開発を支援し就業にむすびつけるため、自立支援教育訓練給付金事業があります。たとえば医療事務などの資格を取るための費用です。もっと先に進んで、高等機能訓練促進費として、看護師、保育士などの資格をとられるときの補助もしています。保健福祉局としては、福祉サイドですので、児童福祉法の観点、あるいは母子寡婦福祉法の観点から、法に基づいた施策を適用しているというのが今の状況でございます。

【安藤座長】

他にも関係する部局がありましたらお答願います。

【学校指導課】

今委員のご指摘のとおり、学校におきましても、さまざまな男女平等教育という形の取組は進めておりますが、十分広まっていないというのは実感しております。

昨年度の実績のところであげさせていただいておりますが、まずは、大きくいうと管理職の先生方の男女平等教育についての意識を高めるということで、ウィメンズカウンセリング京都代表の井上摩耶子先生に、男女共同参画社会の現状と課題、学校でどう進めるか、というテーマで講義をいただきました。

また実際の教職員の方につきましても、各校に男女平等教育主任を配置しまして、この主任の先生を中心にしまして学校での研修会等を進めていただくようお願いしているところでございます。

学校の方に実際にいらっしゃいますと、なかなか十分に出来ていないとおっしゃるところがあると思いますが、教育委員会としまして、一生懸命に取り組んでまいりたいと思っております。

【男女共同参画推進課】

男女平等教育に関して、啓発の部分で、出前講座が41回1,211人というように書かせていただきました。実は私ども小学校単位でございますけれども、男女平等教育を進めるために何か話をして欲しいということでよく夏休み期間に呼ばれましてご説明をさせていただきます。中身的には男女共同参画全般についてお話しさせていただきますが、その実績を申し上げますと、41回1,211人のうち、学校に24回合計444人を対象として講師派遣をさせていただいております。

【安藤座長】

ありがとうございました。まだ少々時間がありますので、コメント、ご質問がありましたらお願いします。

【石元委員】

教職員研修のところなのですが、その中の性教育研修としての指導講習会についてお尋ねします。文科省の主催で滋賀県にて開催された講習会に30名が参加ということなのですが、京都市独自にこういった性教育の研修というものは行われているのでしょうか。

【学校指導課】

伝達研修会という形で記載をさせていただきますように、研究会を通じまして、各校の先生方に参加いただく形での研修会を実施しております。

【石元委員】

この指導講習会に参加された方がそれぞれの学校にお帰りになって、その学校の教員の方に対して指導を、研修を行うということでしょうか。

【学校指導課】

お話いただいたとおりのところがございます。

【石元委員】

(1)のアの京都市人権文化推進計画平成19年度取組実績20年度事業計画の14頁なのですが、14頁の最初に世界各国でエイズ患者、HIV感染者が増加している中というように書いておられます。平成17年3月に策定した人権文化推進計画では、世界各国で急増していると書かれています。平成19年度取組実績20年度事業計画では世界各国で増加しているとなっているのですけれども、ただ「世界各国で」増加しているということになれば、それぞれの国で増加しているように読み取れます。実際のところはもうピークを過ぎた国が割合に多く、これまで一部の国でも非常に急増したのですけれども、感染する可能性の高い人がもうかなり感染してしまったので、実際のところ新たな感染というのはこれらの国でも減っているのです。ですから、この書き方だと誤解が生じるかなというように感じました。

それと患者感染者への差別偏見ということです。これが問題だと思います。短い文章で、非常に簡略に書かれたので、全てを網羅するというのは無理で、仕方がないことなのだと思います。この取組実績、事業計画においてぜひ触れていただきたいのは、患者感染者への偏見や差別意識が強いほど、感染者を潜在化させて、HIV感染を広げていくということなのです。新たな感染を防ぐためにも、偏見、差別を無くしていく、そういう取組が非常に重要なのだということに触れていただけたらなというように思います。

それからもう1点だけです。送っていただいた資料を見てみまして、1点気づいたことがあります。今度は資料の2の方になるのですが、京都市人権レポートという報告書です。表紙の絵なののですけれども、ジェンダーの問題に関心を持つと気になる人も出てくると思うのですが、これを見ると女性がみんなスカートをはいているのですね。写真だとたまたまそこを歩いていた人がみんなスカートをはいていたということになるのですけれども、絵の場合は意識して書いているわけですので、市民の中に、気になって見て、京都市は少し対応が遅れているのではないかなというように思われる人もいると思うのです。こういったところもきちんとチェックしておいた方がいいかなというように感じました。

【安藤座長】

ありがとうございました。

今日は人権文化推進計画のいくつかある重要課題の中の女性の問題を取り上げるということでスタートしました。エイズにつきましては、ただ今のご発言について、市の方とし

て対応していただけるものと思います。

女性のズボンにつきましては、今日の男女共同参画のテーマに関係しますので、市の方で答え、対応がございましたらお願いしたいと思います。

【保健医療課】

エイズについてでございますが、感染者数につきましてはご指摘のとおり、一部の国では増加率は鈍化しております。ただ、国によっては、減っていると一時言われたのですが、最近では増加している傾向があります。これについては、国のエイズ動向委員会の方でもコメントが一年遅れで出てきますので、今年度についてはそういうコメントが出てくるだろうと思われます。お話の点につきましてはこれらを踏まえて書いていきたいと思います。さらに、感染者の増加を予防するために、差別、偏見を解消するための啓発を重点的に打ち出していきたいというように今後も考えておりますので、よろしくお願い致します。エイズにつきましては以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。またエイズは感染症のところでより詳しく掘り下げてもらいたいと思います。

もうほかに委員の方から発言、コメントはございませんでしょうか。

【安田委員】

私も女性と子どものことを専門とさせていただいており、非常に今現在ジェンダーについての意識が強くなっている状況で、一番身近な自治体がかなり努力をなさっておられるということはとても大事なことだと思います。できたら女の子が青の洋服を着たり、男の人がピンクの色のものを着た方がよかったかなと思うのですけれども、ただ、この人権相談マップのこの色どりは実はとても考えられているなと思ってしまして、女性は柿色、子どもは桃色、高齢者は青色という、どなたが見てもさほど気を悪くされないような、微妙な心づかいを感じさせられるところがありますので、その心使いを是非ともこの人権レポートの方にもお願いします。しいて言えば最近、スカートを履いて、パンツやズボンを履くということがはやっていますので、一番左の人は、たぶんこれはズボンではないかなと思います。

こういうように、男女の問題というのは、とても意識の高い方であっても、やはりお話のような傾向があるのかなと思います。さらに私自身が学生の指導にあたっていて思うのですが、性的役割を実現している女性の方に関しては、差別的な発想はあまり今学生さんは持たないように思っては来ているのです。つまり仕事をもって、家のこともきちんとしている女性の方に対しては差別的な思いを持っておらずいいのですけれども、たとえばシングルの方で活躍されている方などを授業で紹介すると、その人は独身だよね、と

かその人は家事やっていないよね，というような発言が若い世代でもかなり強く，立て続けに出るのです。

それは裏を返せば，男性の方で，今中高年でシングルでご自分の世界を楽しんでおられる方もいらっしゃるのです，そういった方への差別へもつながってしまいます。性による，ワークライフバランスも実は若干性的役割分業を前提にして，家庭，女性が必ず家事というような考え方を捨てないというところに至ってしまう部分があります。もう少し性と生活の在り方というのはいちがいに結びついてなくてもいいのだということをいろいろなところで視点に入れていただくといいなと思います。

それは今回，女性という性を離れていうと，性同一性障害の方であったり，同性愛の方であったり，社会には男性，女性という性を持たないで生まれてくる方も毎年かなりの数いらっしゃるのです，そういった方々への差別解消にもつながると思います。こういうように性と生活習慣を切り離すという視点をどこかに持っていていただきながら，今の生活を見直していくということを人権のところで生かして頂ければと思います。

【安藤座長】

どうもありがとうございます。非常に総合的な御指摘で，男女共同参画が大前提の話ですけれども，他の分野でも関係のあるところは生かして頂けたらと思います。

時間もまいりましたので，とりあえず私の方からはマイクを市の方へお返しします。

【事務局】

安藤先生議事進行本当にありがとうございました。また委員の皆様には長時間にわたり，ご審議本当にありがとうございました。本日は貴重なご意見，ご提言をたくさん頂きました。中でも，今年度人権相談マップと人権レポートについて新たに作成する予定にしております。いろいろご指摘いただきました心づかいの部分について，きちんと反映できるようにさせていただきたい，形にしていきたいというように思っております。また今後とも頂きましたご意見，ご提言を本市の効果的な人権行政の推進に生かしていきたいというように考えておりますので，よろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日の人権文化推進懇話会につきましては，これで終了させていただきます。

本日は本当にお忙しいなか，長時間誠にありがとうございました。

【安藤座長】

この京都市人権文化推進懇話会について，他にも人権上の各重要課題のテーマが残っておりますから，今後年間どの程度開かれるのか，おおまかな見通しなどありましたらお願いしたいと思います。

【事務局】

年に2, 3回開催したいということで考えています。今年度につきましては、本日の議題にもございました総点検委員会が今現在進行していますが、その最終報告を3月に予定しており、その報告も含め今の予定では年度末になると思いますがもう1度この懇話会を開かせていただいて、あと残っている人権上の各重要課題も含めてご審議をお願いしたいと考えています。よろしくお願い致します。